

岩手県告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 昭和55年建設省告示第1970号盛岡広域都市計画及び雫石都市計画公園事業9・7・1号御所湖広域公園
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市及び岩手郡雫石町
- 4 事業地の所在 盛岡市繫字山根、字尾入野、字堂ヶ沢、字除キ及び字上野並びに岩手郡雫石町大字御明神第5地割字川原、第6地割字拂川、第7地割字根堀、第11地割字麓津田、第12地割字下久保、第14地割字籬野及び下長根、第15地割字籬、下町及び字古館、第16地割字黒沢川、第17地割字上兎野、第18地割字野中、第19地割字下兎野並びに第20地割字塩ヶ森、大字繫第4地割字高見、第5地割字塩ヶ森、第7地割字下御所及び第8地割字堂ヶ沢並びに大字西安庭第10地割字芦ヶ沢、第11地割字皂角、第12地割字十郎築、第14地割字長谷地、第15地割字下長谷地、第16地割字関根、第17地割字上矢内、第23地割字下戸沢、第24地割字小矢川、第25地割字町場、第27地割字上屋敷、第28地割字戸沢、第29地割字林、第30地割字上戸沢、第31地割字伝久、第32地割字下野、第33地割字栳沢、第34地割字下矢川、第40地割字下片子沢、第46地割字桂、第47地割字広瀬及び字栳平の各地内